

茨城県報 号外

昭和42年12月20日

水 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

条 例

	ページ
●恩給等の支給にあたり端数処理した金額が過払いになった場合の債権の放棄に関する条例	1
●前茨城県出納長秋山喜市に対して支給する退職手当の額の特例に関する条例	2
●住民基本台帳の施行に伴う住民票の謄本又は抄本の読み替えに関する条例	2
●茨城県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部改正	3
●茨城県県税条例の一部改正	5
●学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正	8
●学校以外の教育機関の設置及び職員に関する条例の一部改正	14

告 示

●昭和42年度補正予算の要領	15
●道路の区域変更	27
●道路の供用開始	27

公 告

●土浦都市計画事業神立地区第二土地区画整理事業の事業計画の決定	27
---------------------------------	----

条 例

恩給等の支給にあたり端数処理した金額が過払いとなつた場合の債権の放棄に関する条例を公布する。

昭和42年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第50号

恩給等の支給にあたり端数処理した金額が過払いとなつた場合の債権の放棄に関する条例

次の各号に掲げる法律又は条例に基づく年金の支給にあつて、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第3条の規定により、端数となる金額を当該年度の最初の支給時期に支給すべき金額に合算した場合において、年金受給者の失権により過払いとなつたときは、県は当該過払いとなつた金額に係る債権を放棄する。

- (1) 恩給法(大正12年法律第48号)
- (2) 茨城県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年茨城県条例第40号)

- (3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和42年茨城県条例第38号)
- (4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和37年茨城県条例第27号)
- (5) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和36年茨城県条例第47号)

付 則

- 1 この条例は、昭和43年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例の施行日の前日までに過払いとなつたものについては、なお従前の例による。

~~~~~

前茨城県出納長秋山喜市に対して支給する退職手当の額の特例に関する条例を公布する。

昭和42年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県条例第51号**

**前茨城県出納長秋山喜市に対して支給する退職手当の  
額の特例に関する条例**

前茨城県出納長秋山喜市に対して支給する退職手当の額は、茨城県知事等退職手当支給条例(昭和26年茨城県条例第39号)第5条の規定において準用する茨城県職員退職手当支給条例(昭和38年茨城県条例第1号)第3条の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて算定された額に180万円を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 前茨城県出納長秋山喜市に対し、茨城県知事等退職手当支給条例の規定に基づきすでに支給された退職手当は、この条例の規定に基づき支給される退職手当の内払いとみなす。

~~~~~

住民基本台帳法の施行に伴う住民票の謄本又は抄本の読み替えに関する条例を公布する。

昭和42年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第52号

**住民基本台帳法の施行に伴う住民票の謄本又は抄本の
読み替えに関する条例**

他の条例(条例の施行規則を含む。以下同じ。)中「住民票の謄本」又は「住民票の抄本」とあるのは、これらの条例の当該部分が改正されるまでの間、「住民票の写し」又は「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第2項の規定による写し」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年11月10日から適用する。

~~~~~

茨城県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

昭和42年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第53号

茨城県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例

(茨城県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第1条 茨城県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年茨城県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「若しくは」を「又は」に改め、「又は奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令(昭和30年政令第298号)第2条の2」を削る。

(茨城県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第2条 茨城県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例(昭和41年茨城県条例第65号)の一部を次のように改正する。

付則第4条第1項中「昭和34年茨城県条例第47号」の次に「。次条第1項において「昭和34年改正条例」という。」を加え、「遺族年金で」を「遺族年金(次条第1項において「減額遺族年金」という。)で」に改める。

付則に次の1条を加える。

(高齢者に支給する退職年金又は遺族年金の年額についての特例)

第5条 前条第1項の規定は、70歳以上である者に支給する退職年金(昭和34年改正条例付則第10条第1項第3号の規定によりその年額が計算されたものに限る。)又は減額遺族年金(妻又は子に支給するものを除く。)の昭和42年10月分以降の年額について準用する。

2. 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「昭和41年9月30日」とあるのは、「昭和42年9月30日」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和42年10月1日から適用する。

(除算されていた琉球政府等の職員であつた期間の算入に伴う経過措置)

第2条 この条例による改正前の条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和31年9月1日から昭和37年11月30日までの間に退職した職員又はその遺族で昭和42年9月30日において現に奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令等の一部を改正する政令(昭和42年政令第318号。以下「政令第318号」という。)による改正前の奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令(昭和30年政令第298号。以下「特別措置に関する政令」という。)第2条の2及びこの条例による改正前の条例第5条第1項の規定の適用を受けて計算された在職期間を基礎とする年額の退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、昭和42年10月分から、その年額を政令第318号による改正後の特別措置に関する政令第2条の2及びこの条例による改正後の条例第5条第1項の規定を適用して計算した在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の年額に改定する。

2 この条例の施行前に給付事由の生じた退職年金又は遺族年金の昭和42年9月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に係る経過措置)

第3条 前条第1項に規定する職員又はその遺族で昭和42年9月30日において現に退職年金又は遺族年金の支給を受けているものうち、恩給法等の一部を改正する法律(昭和42年法律第83号。以下「法律第83号」という。)による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。)附則第24条の9及びこの条例による改正後の条例の規定を適用することによつて当該退職年金又は遺族年金の額に異動を生ずるものについては、昭和42年10月1日からその年額を改定する。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(琉球諸島民政府職員期間の算入に伴う経過措置)

第4条 付則第2条第1項に規定する職員でその者の公務員としての在職期間の計算につき法律第83号による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和28年法律第156号。以下「特別措置に関する法律」という。)第10条の2及びこの条例による改正後の条例第5条第1項の規定を適用することによつてその者の在職期間が17年に達することとなるもの又はその遺族は、昭和42年10月1日から退職年金を受ける権利又は遺族年金を受ける権利若しくは資格を取得する。

2 前項の規定は、法律第155号附則第24条の4第2項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 前2項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者の退職年金又は遺族年金の支給は、昭和42年10月から始めるものとする。ただし、職員を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)に当該退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、茨城県退職年金及び退職一時金に関する条例以外の法令により当該退職年金を受ける権利が消滅すべきであつ

た者又はその遺族については、当該退職年金又はこれに基づく遺族年金の支給は、行なわないものとする。

- 4 前3項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額（その者が2以上のこれらのものを受けた者であるときはその合算額とし、すでに国庫又は地方公共団体（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による廃止前の町村職員恩給組合法（昭和27年法律第118号）第2条の町村職員恩給組合から受けたものについては、当該町村職員恩給組合の権利義務を承継した地方公務員等共済組合法第3条第1項第6号の規定に基づく市町村職員共済組合）に返還された額があるときはその額を控除した額とする。）の15分の1に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の30分の1に相当する額を、それぞれその年額から控除した額とする。
- 5 第1項に規定する職員であつた者又はその遺族で昭和42年9月30日において現に法律第83号による改正後の特別措置に関する法律第10条の2及びこの条例による改正後の条例第5条第1項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、同年10月分から、これらの規定を適用してその年額を改定する。

茨城県県税条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和42年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 茨城県条例第54号

##### 茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第22条第6項を同条第7項とし、同条第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項第4号中「第5項」を「第6項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者については、県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者（法第294条第3項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、同条第4項に規定する者を除く。）をいう。

第24条中「生命保険料控除額」の次に「、障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加える。

第26条第1項中「規定による県民税に関する申告書の提出があつた場合」を「規定の適用がある場合」に、「第84条」を「第90条」に改める。

第26条の2を次のように改める。

(所得割の外国税額控除)

第26条の2 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税若しくは市町村民税の所得割に相当する税(以下本条において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額をこえる額があるときは、法第37条の2の規定により所得割の額から控除するものとされる額をその者の所得割の額から控除する。

第30条の2に次のただし書を加える。

ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

第30条の2に次の1項を加える。

2 前項の場合に確定申告書を提出する者は、当該申告書に法第45条の3第3項の事項を付記しなければならない。

第40条の14第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項中「事業税の納税義務者」の次に「で、法第72条の17第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の18第1項の規定による控除額をこえるもの」を加え、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の17第3項、第4項又は第7項の規定の適用を受けようとするものは、当該年度の初日の属する年の3月15日までに施行規則で定めるところにより、知事に申告することができる。

第40条の14の2に次のただし書を加える。

ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

第40条の14の2に次の1項を加える。

2 前項の場合に確定申告書を提出する者は、当該申告書に法第72条の55の2第3項の事項を付記しなければならない。

第41条の13の5の見出し中「又は計画組合」を削り、同条第1項中「中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)第3条第1項第4号の事業協同組合等若しくは同項第5号の計画組合が、同項第4号若しくは第5号の規定に基づく資金の貸付を受けて」を「事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会(以下この項において「事業協同組合等」という。)が、都道府県若しくは中小企業振興事業団から中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)第20条第1項第2号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲り渡しを受けて、中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものの用に供する」に、「若しくは計画組合の組合員」を「の組合員」に改め、「当該事業協同組合等若しくは計画組合による当該不動産の取得又は」を削る。

第43条の17のみだし中「届出」を「届出等」に改め、同条第2項中「生じたとき」を「生じたとき又は施設の経営を廃止したとき」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 知事は、前2項の規定による届出を受理したときは、その旨を当該届出をした者に通知しなければならない。

第43条の18を次のように改める。

第43条の18 削除

第43条の19を次のように改める。

(第43条の2第3項の施設の経営開始の届出等に関する過料)

第43条の19 第43条の2第3項の施設の経営者が第43条の17第1項及び第2項に規定する届出をしなかつた場合において、当該届出をしなかつたことにつき正当な理由がないときは、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

第45条の3第8項の次に次の1項を加える。

9 知事は、前項の規定による申告を受理したときは、その旨を当該申告をした者に通知しなければならない。

第106条を次のように改める。

第106条 法第700条の6各号に掲げる軽油の引取に対しては、第114条第4項の規定による免税証の交付があつた場合及び第119条第1項の規定による知事の承認があつた場合又は法第700条の22第4項若しくは第5項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限る、軽油引取税を課さない。

第110条の2を削り、第110条の3中「前条」を「法第700条の11の2」に改め、同条を第110条の2とする。

第113条第1項中「第106条の表の右欄」を「法第700条の6各号」に、「同条」を「第106条」に、「同表の左欄」を「法第700条の6各号」に改め、同条第3項中「第106条の表の右欄に掲げる」を「当該免税軽油を使用する」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和43年1月1日(第22条の改正規定にあつては昭和45年1月1日)から施行する。ただし、第30条の2及び第40条の14の2にただし書を加える改正規定並びに第106条、第113条及び第41条の13の5の改正規定は、公布の日から施行し、昭和42年6月1日(第41条の13の5の改正規定にあつては昭和42年8月16日)から適用する。

(個人の県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の茨城県県税条例(以下「新条例」という。)第22条の規定は、昭和45年度分の個人の県民税から適用し、昭和44年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第30条の2ただし書の規定を除き、新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和43年度分の個人の県民税から適用し、昭和42年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(個人の事業税に関する規定の適用)

4 新条例第40条の14の2ただし書の規定を除き、新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和43年度分の個人の事業税から適用し、昭和42年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

5 中小企業振興事業団法付則第13条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第3条第1項第4号の事業協同組合等又は同項第5号の計画組合が、同項第4号又は第5号の規定に基づく資金の貸付けを受けて不動産を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から5年以内に当該事業協同組合等又は計画組合の組合員又は所属員に当該不動産を譲り渡した場合において、当該事業協同組合等又は計画組合による当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、新条例第41条の13の5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

~~~~~  
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和42年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第55号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和37年茨城県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(療養補償を除く。)は」を「(第23条及び第24条において「補償」という。)は、療養補償を除き」に、同条第3項各号列記以外の部分中「20円」を「33円」に改める。

第8条第1項中「第3級」を「第7級」に、「第1種障害補償」を「障害補償年金」に、「第4級」を「第8級」に、「第2種障害補償」を「障害補償一時金」に改め、同条第4項中「前項」を「前項第1号」に、「同項」を「同号」に、「第3級」を「第7級」に改め、同条第5項中「第3級」を「第7級」に、「第1種障害補償の金額」を「障害補償年金の額」に、「第4級」を「第8級」に、「第2種障害補償の金額」を「障害補償一時金の額」に、「13」を「25」に改め、同条第6項中「第1種障害補償」を「障害補償年金」に改める。

第10条を削り、第9条中「補償基礎額の1,000倍に相当する金額」を「遺族補償年金又は遺族補償一時金」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に1条を加える。

(休業補償及び障害補償の制限)

第9条 学校医等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により公務上の負傷、疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、休業補償及び障害補償の全部又は一部を行なわないことができる。

第11条を次のように改める。

(遺族補償年金)

第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、学校医等の配偶者(婚姻の届け出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、学校医等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者にあつては、学校医等の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- (1) 夫(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、55歳以上であること。
 - (2) 子又は孫については、18歳未満であること。
 - (3) 兄弟姉妹については、18歳未満又は55歳以上であること。
 - (4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、廃疾の状態(別表第2の第7級以上の等級の身体障害がある状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障がある状態をいう。)にあること。
- 2 学校医等の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、学校医等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。
- 3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第17条を第25条とし、第16条を第24条とし第15条の次に次の2条を加える。

(死亡の推定)

第22条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた学校医等若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中行方不明となつた学校医等の生死が3カ月間わからない場合又はこれらの学校医等の死亡が3カ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は学校医等が行方不明となつた日に、当該学校医等は死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗っていた学校医等若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中行方不明となつた学校医等の生死が3カ月間わからない場合又はこれらの学校医等の死亡が3カ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合も、同様とする。

(未支給の補償)

第23条 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだ支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)に、これを支給する。

- 2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序(遺族補償年金については、第11条第3項に規定する順序)とする。
- 3 第1項の規定による補償を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第13条から第15条までを削り、第12条を第21条とし、第11条の次に次の9条を加える。

第12条 遺族補償年金の額は、1年につき次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補償基礎額に365を乗じて得た額(次号において「補償基礎額の年額」という。)の100分の25に相当する額
 - (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族1人につき補償基礎額の年額の100分の5に相当する額。ただし、その額が補償基礎額の年額の100分の25に相当する額をこえるときは、補償基礎額の年額の100分の25に相当する額
- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。
 - 3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 婚姻(届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)したとき。
 - (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届け出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。
 - (4) 離縁によつて、死亡した学校医等との親族関係が終了したとき。
 - (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達したとき(学校医等の死亡の時から引き続き第11条第1項第4号に定める廃疾の状態にあるときを除く。))。
 - (6) 第11条第1項第4号に定める廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき(夫、父母又は祖父母については、学校医等の死亡の当時55歳以上であつたとき、子又は孫については、18歳未満であるとき、兄弟姉妹については、18歳未満であるか又は学校医等の死亡の当時55歳以上であつたときを除く。))。
- 2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなるものとする。

第14条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によつ

て、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第12条第3項の規定は、第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条同項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(遺族補償一時金)

第15条 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

(1) 学校医等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

(2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該学校医等の死亡に関しすでに支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される一時金の額に満たないとき。

第16条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、学校医等の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

(1) 配偶者

(2) 学校医等の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外の者で主として学校医等の収入によつて生計を維持していたもの

(4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 学校医等が遺言又はその者の属する学校を設置する地方公共団体の教育委員会に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第17条 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して別に定める額とする。

2 第12条第2項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。

(遺族からの排除)

第18条 学校医等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2 学校医等の死亡前に、当該学校医等の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることのできる遺族としない。

3 学校医等の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該学校医等の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることが

できる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。

- 4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。学校医等の死亡前に、当該学校医等の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も同様とする。
- 5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は消滅する。
- 6 第13条第1項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

(年金たる補償の支給期間等)

第19条 障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

- 2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由を生じたときは、その事由が消滅した月までの間は支給しない。
- 3 年金たる補償は、毎年3月、6月、9月及び12月の4期にそれぞれの前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。
- 4 前項の規定により年金たる補償の支払いを行なう場合には、当該補償の年額を12で除して得た額に支払うべき月数を乗じて得た額を支払うものとする。

(年金たる補償の支払の調整)

第20条 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払いとみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

別表第1中

円	円	円	円	円	円	
703	983	1,365	1,765	2,128	2,375	
円	円	円	円	円	円	を
512	690	953	1,247	1,532	1,768	

775円	1,078円	1,445円	1,860円	2,240円	2,520円	に
553円	740円	1,007円	1,315円	1,618円	1,877円	

改める。

別表第2第4級の項倍数の欄中「920」を「164」に改め、同表第5級の項倍数の欄中「790」を

「142」に改め、同表第6級の項倍数の欄中「670」を「120」に改め、同表第7級の項倍数の欄中「560」を「100」に改め、同表同項身体障害の欄中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(9) 1上肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの

(10) 1下肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの

同表同項同欄中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務には服することができないもの
同表第8級の項身体障害の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第3及び別表第4を削る。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第3項及び別表第1の規定は、昭和41年9月1日から、その他の規定は、昭和42年8月17日から適用する。

(経過措置)

第2条 昭和41年9月1日前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は同日前にその発生が確定した疾病若しくは当該疾病による死亡に係る公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。ただし、この条例による改正前の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定による第1種障害補償及び休業補償であつて同日以後の期間にあつては、新条例第4条第3項及び別表第1の規定によるものとする。

(遺族補償の支給に関する暫定措置)

第3条 昭和42年8月17日から5年以内に学校医等が死亡した場合における当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支給に先だつて申し出たときは、補償基礎額の400倍に相当する額を一時金として支給する。

2 前項の一時金が支給される場合には、当該学校医等の死亡に係る遺族補償年金は、次の各号に掲げる額の合計額が当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 一時金が支給された月の翌月から1年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 一時金が支給された月の翌月から1年を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5にその経過した年数(当該年数に1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合計額

3 第1項の一時金は、新条例の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

4 遺族補償年金の第2項の規定による支給停止は、国民年金法(昭和34年法律第141号)第65条

第2項(同法第79条の2第6項において準用する場合を含む。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第2項第3号ただし書及び第3項第3号ただし書並びに特別児童扶養手当法(昭和39年法律第134号)第4条第3項第3号ただし書及び第4項第3号ただし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。

第4条 昭和42年8月17日以後当分の間、新条例第17条第1項の遺族補償一時金の額は、補償基礎額の400倍に相当する額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額(新条例第15条第2号の場合にあつては、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

- (1) 新条例第16条第1項第3号に該当する者(次号に掲げる者を除く。)100分の100
- (2) 新条例第16条第1項第3号に該当する者のうち、学校医等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は新条例第11条第1項第4号に定める廃疾の状態にある3親等内の親族100分の175
- (3) 新条例第16条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者100分の250
(他の法律による給付との調整等)

第5条 年金たる補償を受ける権利を有する者が、当該補償の事由となつた身体障害又は死亡について次の各号に規定する法律による給付の支給を受ける場合には、当分の間、新条例の規定にかかわらず、新条例の規定による年金たる補償の額から当該各号に掲げる給付の年額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減じた額を支給する。

- (1) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による障害年金又は遺族年金2分の1
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害年金又は遺族年金2分の1
- (3) 国民年金法の規定による障害年金(障害福祉年金を除く。)、母子年金(母子福祉年金を除く。)、準母子年金(準母子福祉年金を除く。)、遺児年金又は寡婦年金3分の1

学校以外の教育機関の設置及び職員に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和42年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第56号

学校以外の教育機関の設置及び職員に関する条例の 一部を改正する条例

学校以外の教育機関の設置及び職員に関する条例(昭和36年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項(見出しを含む。)を次のように改める。

(研修施設等の設置)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、研修施設等の教育機関をおく。

同条第2項の表中

茨 城 県 立 青 年 の 家	青年に共同生活訓練，職業技術教育等を行ない，心身ともに健全な青年の育成を図ること。	水 戸 市 木 の 折 町	を に
茨 城 県 立 水 戸 青 年 の 家	共同生活訓練及び各種の研修等を行ない，心身ともに健全な青年の育成を図ること。	水 戸 市 木 の 折 町	
茨 城 県 立 中 央 青 年 の 家	共同生活訓練及び各種の研修等を行ない，心身ともに健全な青年の育成を図ること。	新 治 郡 新 治 村 大 字 永 井 字 桜 入	

改め，

第5条の表を次のように改める。

教 育 機 関	職 員
茨 城 県 立 図 書 館	専門的職員，事務職員，技術職員その他の所要の職員
茨 城 県 立 美 術 博 物 館	専門的職員，事務職員その他の所要の職員
茨 城 県 立 西 山 研 修 所	事務職員その他の所要の職員
茨 城 県 立 水 戸 青 年 の 家	事務職員，技術職員その他の所要の職員
茨 城 県 立 中 央 青 年 の 家	事務職員，技術職員その他の所要の職員
茨 城 県 立 教 育 研 修 セ ン タ ー	事務職員，技術職員その他の所要の職員

付 則

この条例は，昭和43年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第1608号

昭和42年度補正予算の要領は次のとおりである。

昭和42年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(その1)

昭和42年度茨城県一般会計補正予算 (第10号)

昭和42年度茨城県の一般会計補正予算 (第10号) は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ414,507千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,413,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるほか、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正(変更)」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 分担金及び負担金		2,019,792	49,546	2,069,338
	1 分担金	452,509	8,956	461,465
	2 負担金	1,567,283	40,590	1,607,873
5 使用料及び手数料		1,559,871	20,669	1,580,540
	1 使用料	990,689	134	990,823
	2 手数料	176,644	20,000	196,644
	3 証紙収入	392,538	535	393,073
6 国庫支出金		20,833,874	103,666	20,937,540
	1 国庫負担金	11,515,449	17,779	11,533,228
	2 国庫補助金	9,049,106	72,151	9,121,257
	3 委託金	269,319	13,736	283,055
7 財産収入		843,856	9,613	853,469
	1 財産運用収入	50,922	28	50,950
	2 財産売払収入	792,934	9,585	802,519
8 寄附金		420,125	1,500	421,625
	1 寄附金	420,125	1,500	421,625

9 繰 入 金		605,763△	4,233	601,530
	1 特 別 会 計 繰 入 金	405,763△	4,233	401,530
10 繰 越 金		790,648	247,630	1,038,278
	1 繰 越 金	790,648	247,630	1,038,278
11 諸 収 入		6,110,707△	19,884	6,090,823
	5 受託事業収入	542,528△	23,367	519,161
	7 雑 入	124,969	3,483	128,452
12 県 債		2,305,000	6,000	2,311,000
	1 県 債	2,305,000	6,000	2,311,000
歳 入 合 計		65,998,631	414,507	66,413,138

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		212,072	3,838	215,910
	1 議 会 費	212,072	3,838	215,910
2 総 務 費		3,058,843	37,544	3,096,387
	1 総務管理費	1,811,793	27,987	1,839,780
	2 徴 税 費	579,504	1,490	580,994
	3 市町村振興費	115,026	288	115,314
	7 監査委員費	25,232	100	25,332
	8 青少年育成費	393,060	7,679	400,739
3 企画開発費		1,623,826△	215	1,623,611

	1 企 画 費	59,729	832	60,561
	2 開 発 費	608,376△	1,450	606,926
	5 統 計 調 査 費	85,229	403	85,632
5 衛 生 費		2,588,044	798	2,588,842
	2 医 薬 費	106,134△	104	106,030
	4 公 衆 衛 生 費	1,825,129	902	1,826,031
6 勞 働 費		644,289△	8,574	635,715
	1 勞 政 費	174,650	187	174,837
	2 職 業 訓 練 費	321,472△	8,761	312,711
7 農 林 水 産 業 費		10,318,609	75,877	10,394,486
	1 農 業 費	3,246,719	37,184	3,283,903
	2 畜 産 業 費	967,232	25,240	992,472
	3 蚕 業 費	296,145	257	296,402
	4 林 業 費	693,030△	2,093	690,937
	5 水 産 業 費	1,129,053△	1,973	1,127,080
	6 農 地 費	3,986,430	17,262	4,003,692
8 商 工 費		2,368,938	10,011	2,378,949
	1 商 業 費	1,877,087	10,214	1,887,301
	2 工 鉱 業 費	261,208△	2,446	258,762
	3 經 営 指 導 費	26,886	889	27,775
	4 観 光 費	203,757	1,354	205,111

9 土 木 費		13,735,970	178,107	13,914,077
	1 土木管理費	261,581	2,623	264,204
	2 道路橋梁費	8,383,205	155,200	8,538,405
	3 河川海岸費	2,335,326	13,259	2,348,585
	4 港 湾 費	953,863	2,750	956,613
	5 都市計画費	1,268,950	3,750	1,272,700
	6 住 宅 費	533,045	525	533,570
10 警 察 費		3,221,971	29,987	3,251,958
	1 警察管理費	2,938,800	10,476	2,949,276
	2 警察活動費	283,171	19,511	302,682
11 教 育 費		21,822,302	55,528	21,877,830
	1 教育総務費	1,018,141	47,720	1,065,861
	2 小 学 校 費	8,594,028	732	8,594,760
	3 中 学 校 費	5,423,869	455	5,424,324
	4 高等学校費	6,129,153	4,873	6,134,026
	5 特殊学校費	390,891	21	390,912
	6 社会教育費	73,147	956	74,103
	7 保健体育費	193,073	771	193,844
12 災 害 復 旧 費		910,028	20,606	930,634
	2 土木施設災害復旧費	682,658	19,464	702,122
	3 教育施設災害復旧費	103,760	1,142	104,902

14 諸支出金		536,000	11,000	547,000
	1 娯楽施設利用税交付金	50,000	11,000	61,000
歳出合計		65,998,631	414,507	66,413,138

第2表 債務負担行為補正

事項	事業内容	期間	限度額
工事請負契約 (県営圃場整備事業潮来出島地区)	県営圃場整備事業潮来出島(一期)地区の圃場整備事業の工事請負契約を締結する。	昭和43年度	30,000千円
工事請負契約 (干拓地圃場整備事業延方地区)	干拓地圃場整備事業延方地区の圃場整備事業の工事請負契約を締結する。	昭和43年度	46,000千円
用地購入契約 (林業試験場)	財団法人茨城県開発公社と林業試験場移転に伴う用地購入について契約を締結する。	昭和43年度	76,958千円
工事請負契約 (内水面試験場)	内水面水産試験場本館等の新築工事請負契約を締結する。	昭和43年度	27,500千円
工事請負契約 (公共土木災害復旧)	過年発生土木災害復旧事業の工事請負契約を締結する。	昭和43年度	124,500千円
用地購入契約 (県営住宅建設用地)	財団法人茨城県住宅供給公社と県営住宅建設用地(勝田市大字中根地内柴田団地)購入について契約を締結する。	自昭和43年度 至昭和44年度	14,455千円
工事請負契約 (県南合同庁舎)	県南合同庁舎新築の工事請負契約を締結する。	昭和43年度	123,900千円
鉄道橋梁工事負担金 (水郡線)	県営かんがい排水事業に伴う水郡線河合・常陸太田間渋江川橋梁径間拡張工事の負担金について日本国有鉄道水戸鉄道管理局長と協定を締結する。	昭和43年度	22,330千円

工事請負契約 (下館第一高等学校, 境高等学校)	県立高等学校体育館新築の工事請負契約を締結する。	昭和43年度	77,742千円
-----------------------------	--------------------------	--------	----------

第3表 債務負担行為補正(変更)

事 項	事 業 内 容	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限度額	期 間	限度額
用地購入契約 (水戸工業高等学校)	財団法人茨城県開発公社と県立水戸工業高等学校の用地購入契約について購入面積の増等により変更する。	自昭和43年度 至昭和47年度	千円 126,100	自昭和43年度 至昭和47年度	千円 159,100

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河 川 事 業	千円 3,000	債券発行又は 普通貸借	年利8分以内	30年以内 (据置期間を含む。)
災害復旧事業	3,000			
合 計	6,000			

(その2)

昭和42年度茨城県競輪事業特別会計補正予算(第2号)

昭和42年度茨城県競輪事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ817,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,729,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業収入		2,911,962	817,368	3,729,330
	1 競輪事業収入	2,562,699	817,368	3,380,067
歳 入	合 計	2,911,962	817,368	3,729,330

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業支出		2,911,962	817,368	3,729,330
	1 競輪事業費	2,241,349	651,928	2,893,277
	3 予備費	20,613	165,440	186,053
歳 出	合 計	2,911,962	817,368	3,729,330

(その3)

昭和42年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算(第3号)

昭和42年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,426,332千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 鹿島臨海工業 地帯造成事業 収入		千円 13,375,482	千円 50,850	千円 13,426,332
	5 繰越金	1,324,590	1,750	1,326,340
	6 諸収入	433,540	49,100	482,640
歳入合計		13,375,482	50,850	13,426,332

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 鹿島臨海工 業地帯造成 事業費		千円 13,375,482	千円 50,850	千円 13,426,332
	1 鹿島開発 事業費	13,189,720	50,850	13,240,570
歳出合計		13,375,482	50,850	13,426,332

(その4)

昭和42年度茨城県中小企業近代化資金特別会計補正予算(第4号)

昭和42年度茨城県中小企業近代化資金特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,795千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ725,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代 化資金収入		千円 719,398	千円 5,795	千円 725,193

	1 国庫支出金	85,000	△	10,000	75,000
	2 繰入金	209,869	△	5,716	204,153
	3 繰越金	2,006		20,392	22,398
	4 諸収入	255,955	△	5,960	249,995
	5 県債	166,568		7,079	173,647
歳入合計		719,398		5,795	725,193

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金支出		千円 719,398	千円 5,795	千円 725,193
	1 中小企業近代化資金支出	719,148	6,026	725,174
	2 予備費	250	△ 231	19
歳出合計		719,398	5,795	725,193

(その5)

昭和42年度茨城県県有林事業特別会計補正予算(第2号)

昭和42年度茨城県県有林事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,369千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,807千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林事業収入		千円 46,438	千円 4,369	千円 50,807
	1 財産収入	36,099	4,369	40,468
歳入合計		46,438	4,369	50,807

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林事業費		千円 46,438	千円 4,369	千円 50,807
	1 県有林事業費	44,101	2,018	46,119
	2 予備費	2,337	2,351	4,688
歳出合計		46,438	4,369	50,807

(その6)

昭和42年度茨城県奨学資金特別会計補正予算(第2号)

昭和42年度茨城県奨学資金特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ977千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学資金貸付金収入		千円 22,410	千円 977	千円 23,387

	1 財産運用収入	1,672	118	1,790
	2 繰入金	15,620	118	15,738
	5 繰越金	20	741	761
歳入合計		22,410	977	23,387

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学資金貸付金支出		千円 22,410	千円 977	千円 23,387
	1 奨学資金貸付費	22,410	977	23,387
歳出合計		22,410	977	23,387

(その7)

昭和42年度茨城県工業用水道事業会計補正予算 (第3号)

(総則)

第1条 昭和42年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算 (第3号) は、次に定めるところによる。

(資本的収入の補正)

第2条 昭和42年度茨城県工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第2款 鹿島工業用水道資本的収入	1,946,752千円	—	1,946,752千円
第1項 国庫補助金	482,752千円	150,000千円	632,752千円
第2項 企業債	1,425,000千円	△ 150,000千円	1,275,000千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた企業債を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鹿島工業用水道建設事業	千円 1,275,000	債券発行又は普通貸借	年利8分以内	28年以内 (据置期間を含む。)

茨城県告示第1609号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和42年12月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江戸崎下総線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡河内村大字金江津字大島 4132番地先から	旧	メートル 2.0~5.0	メートル 297.1	
	新	4.0~10.8	856.6	

茨城県告示1610号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和42年12月20日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 江戸崎下総線
- 2 使用開始の区間 稲敷郡河内村大字金江津字大島4148の45番地先から
稲敷郡河内村大字金江津字大島 千葉県界まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年12月20日

公 告

●土浦都市計画事業神立地区第二土地区画整理事業の事業計画の決定

土浦都市計画事業神立地区第二土地区画整理事業の事業計画を定めたから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第69条第7項及び土地区画整理法施行規則(昭和30年建設省令第5号)第4条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

昭和42年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 土地区画整理事業の名称

土浦都市計画事業神立地区第二土地区画整理事業

2 施行者の名称

茨城県知事

3 施行地区に含まれる地域の名称

土浦市神立町字原口, 新田, 金堀, 成沢, 三夜, 成沢谷, 五十砂, 下砂, 道休の各一部

4 事務所の所在地

土浦市神立町大字五十砂4961番地

5 事業計画の決定の年月日

昭和42年12月20日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三ノ丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所